

2 法務

【問題意識】

法務分野における大きな課題としては、国民が利用しやすい司法制度の確立と事業者の活力ある経済活動を支える法的な基盤整備が挙げられる。

前者については、法曹人口の大幅増員及び隣接法律専門職種の活用を早急に実現するとともに、企業法務等の位置付けについても検討を行うことが、国民が利用しやすい司法制度の早期確立のために是非とも必要である。

後者については、現下の経済を取り巻く厳しい環境にかんがみれば、企業再建が円滑に進む環境を整備するとともに、事業者が、自らの事業活動によりふさわしい組織形態を選択できるような法基盤の整備を進め、経済の活性化を図ることが重要である。

【具体的施策】

(1) 司法制度改革の推進

本来市民社会における権利確保や紛争解決の手段であるべき司法が、実際には十分機能せず、行政その他により解決が図られている場合が多い。司法が本来の機能を果たすためには、法曹人口の大幅な増加が不可欠である。また、利用者である国民の需要にこたえる視点から、当面の法的需要を充足させるためにも、隣接法律専門職種の活用が図られる必要がある。これに関連して、さらに、企業法務等の位置付けについても検討を行うことが必要である。

以上の諸点の幾つかの点については、行政改革委員会の見解以来、規制緩和委員会及び規制改革委員会の見解並びに規制緩和推進3か年計画及び規制改革推進3か年計画等の既往の閣議決定において繰り返し指摘されてきたところである。本年6月には司法制度改革審議会の意見書がとりまとめられ、司法制度改革審議会意見を最大限に尊重して司法制度改革の実現に取り組む旨の閣議決定が行われ、11月には司法制度改革推進法（平成13年法律第119号）が成立し、司法制度改革審議会の意見の趣旨にのっとった司法制度改革の実現に向けた体制が整いつつある。当会議としても、規制改革の観点から、司法制度の改革の早期実現に向けてその具体的な作業を注視していく。

ア 法曹人口の大幅増員【平成14年度より一部実施】

司法試験合格者数を、年間3,000人とするため、平成16年にはその達成を目指すべきとされている1,500人程度への増員以降、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年頃にその達成を目指すべきとされている3,000人程度への増員に向けて計画的かつ早期の実施をすべきである。

なお、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、平成 22 年頃までに 3,000 人程度に増員されても、これが上限を意味するものではない。

イ 隣接法律専門職種の活用等【平成 13 年度中に措置】

隣接法律専門職種のうち、司法書士（簡易裁判所での訴訟代理権）及び弁理士（特許権等の侵害訴訟での代理権）については、早急に所要の権限を付与するための措置を講ずるべきである。

また、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士など、その他の隣接法律専門職種などについては、その専門性を訴訟の場で活用する必要性や相応の実績等が明らかになった将来において、出廷陳述など一定の範囲・態様の訴訟手続への関与の在り方を個別的に検討することが、今後の課題として考えられる。

ウ 司法試験合格後の民間実務経験者等への法曹資格の付与

企業法務等の位置付けについても検討を行い、少なくとも、司法試験合格後に民間等における一定の実務経験を経た者について法曹資格の付与を行うための具体的条件を含めた制度整備を行うべきである。

なお、措置年限については、司法制度改革推進計画策定の過程で検討されることとなる。

エ 弁護士法第 72 条の見直し

弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 72 条は、「弁護士又は弁護士法人でない者」は、「報酬を得る目的」で法律事務を取り扱うことなどを業とすることができない旨規定している。その一方、会社形態の多様化が進む中で、例えば、親会社が子会社の法律事務について一定の範囲内で受託できるようにしてもよいのではないかと意見もある。

また、隣接法律専門職種の有する専門性を、ADR を含む訴訟手続外の法律事務に関して、もっと活用する余地があるのではないかと指摘もある。

したがって、弁護士法第 72 条については、少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべきである。

なお、措置年限については、司法制度改革推進計画策定の過程で検討されることとなる。

(2) 会社更生法の改正【平成 14 年度中に措置】

現下の厳しい経済環境の下で経営が悪化する企業が増加する中、企業の倒産処理に関する諸法制の役割が重要になっている。特に、経営悪化した企業等の再建手續に関しては、再建手續に時間が掛かると、再建が可能な企業の再建が困難になったり、不必要に財産価値が目減りするなどの問題が生じる。

こうした問題認識も踏まえて、企業等の再建に関しては、平成 12 年に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）が施行され、これまでの和議手續に代わって簡易・迅速な手續が整備されたところであり、企業等の再建の選択肢として重要な位置を占めるようになっている。

権利関係が複雑でより強力な手續が求められる株式会社の再建に関しては、会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）が存在するが、同法に基づく会社更生手續については、これまで手續に時間が掛かるなどの問題点が指摘されてきたところであり、企業の迅速かつ円滑な事業再建を可能とする透明性の高い会社更生手續としていくことが重要である。例えば、新しい民事再生法の成果も踏まえれば、更生手續開始の条件や債権確定手續などについては、手續迅速化のための見直しが必要ではないかと考えられる。

したがって、会社更生法に関して、更生手續開始の条件の緩和や債権確定手續の迅速化のための見直し等も含めて総合的な検討を行い、会社更生手續が、企業の迅速かつ円滑な事業再建を可能とする透明性の高い手續となるよう会社更生法を改正すべきである。

(3) 私法上の事業組織形態の検討【平成14年度中に措置】

我が国においては、民法（明治 29 年法律第 89 号）商法（明治 32 年法律第 48 号）有限会社法（昭和 13 年法律第 74 号）のほか特別法により幅広い組織形態が認められており、匿名組合及び中小企業等投資事業有限責任組合など、米国のリミテッド・パートナーシップに類似するものがある。

このような現行法上の組織形態については様々な指摘もあり、したがって、合理的かつ健全な事業組織形態の在り方について、私法上の問題点の整理と検討を開始するとともに、併せて税法上の取扱いも検討すべきである。